

## みなし登録電気工事業の開始の届出

提出書類	申請者が主任電気工事士の場合	主任電気工事士を雇用する場合
電気工事業開始届出書（様式第18）	◎	◎
申請者の欠格事由に関する誓約書	◎	◎
主任電気工事士の欠格事由に関する誓約書		◎
雇用証明書		◎
実務経験証明書 3年以上の実務経験 (第1種の場合は必要なし)	◎	◎
備付器具調書	◎	◎
主任電気工事士免状の写し（第1種は受講記録の写しも必要）	◎	◎
登記事項証明書（法人の場合）	◎	◎
建設業許可通知書の写し	◎	◎

◎印の書類が必要です。

- ※1 「一般用電気工作物等」にあっては、備付器具調書の上3段の装置を、  
「自家用電気工作物」にあっては、備付器具調書のすべての装置を所持していること
- ※2 「自家用電気工作物」にあっては、第1種電気工事士であること。

各提出書類においては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。  
この場合は、署名は必ず本人が自署してください。

\* 平成23年4月1日から、原則として、住基ネットにより本人確認を行いますので、住民票の提出は不要です。

## 1 電気工事業とは

『電気工事の業務の適正化に関する法律』（以下「電気工事業法」という。）によれば、一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事を営む者が電気工事業者として定義され（電気工事業法第2条第2項）、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の設置等を営もうとする者又は一般用電気工作物等の設置等の工事を営もうとする者は、県知事に登録すること（電気工事業法第3条第1項）を義務付けられており、この登録を受けた業者を「登録電気工事業者」といいます。

また、自家用電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者は、県知事にその旨を通知すること（電気工事業法第17条の2）を義務付けており、この通知をした者を「通知電気工事業者」といいます。

しかし、建設業法第3条の許可を受け電気工事業を営もうとする者は、この登録及び通知が省かれ、特例により電気工事業とみなされ、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の設置等を営もうとする者又は一般用電気工作物等のみの設置等の工事を営もうとする者は、「みなし登録電気工事業者」と呼ばれ、電気工事業を開始した時は電気工事業法に基づき遅滞なくその旨を県知事に届出（電気工事業法第34条第4項）しなければなりません。

なお、建設業法第3条の許可を受け自家用電気工事のみを営もうとする者は、「みなし通知電気工事業者」と呼ばれ、電気工事業を開始した時は遅滞なくその旨を県知事に通知（電気工事業法第34条第5項）しなければなりません。

## 2 法律の適用範囲

「電気工事業」とは、電気工事の施工を反復、継続して行う事業をいいます。

しかし、電気工事士免状を有する者が、たまたま自宅の電気工事を行う場合や、その請負った電気工事の施工をすべて他の者に下請けさせて、自らその電気工事を行わない場合等は、電気工事業とはいいません。

また、家庭用電気器具の販売業者で、使用電圧200V未満の家庭用電気器具具体的には、

ラジオ受信器、テレビジョン受信器、扇風機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気こんろ、電子レンジ、電気アイロン、電気ストーブ、電気こたつ、電気スタンド、白熱電灯、放電灯（安定器又は変圧器が別置されるものを除く）

その他これらに類する電気機器であって、主として家庭で使用されるものの販売に伴い、販売に付随して行う工事は除かれます。

ただし、次のものは家庭用電気工事の付随工事とはなりません。

- (1) 幹線を設置し、又は変更する工事
- (2) 分岐回路を設置する工事
- (3) 分岐回路に設置されている分岐過電流保護器の容量変更を伴う工事

## 3 定義

### 一般用電気工作物等

電気工事士法に規定する一般用電気工作物等

### 自家用電気工作物

電気工事士法に規定する自家用電気工作物で次のものは除かれます。

- (1) 発電所
- (2) 最大出力500kW以上の需要設備
- (3) 送電線路
- (4) 配電線路
- (5) 電力保安用通信設備
- (6) 取引用に用いる電気機器

「電気工事」とは、一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し、又は変更

する工事をいいます。ただし、次の工事は除かれます。

一般用電気工作物又は自家用電気工作物の低圧部分にかかる次の接続工事

- (1) 差し込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼット及びその他の接続工事
- (2) ナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチ、及びその他 の開閉器
- (3) 低圧で使用する電気機器の端子に電線をねじ止めする工事
- (4) 電力量計、電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取りはずす工事
- (5) 電鈴、インターホーン、火災報知器、豆電球そのたこれらに類する施設に使 用する小型変圧器（二次電流が36V以下のものに限る）の二次側の配線工事
- (6) 電気防蝕に使用する小型変圧器（二次側電力が60V以下のものに限る）の 二次側配線工事
- (7) 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更す る工事
- (8) 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

#### 4 電気工事業の届出等

- (1) 建設業法に基づき許可を受けている者の特例

建設業法第3条の許可を受け電気工事業を営もうとする者（みなし登録電気工 事業者）は、電気工事業を開始したときは都道府県知事にその旨届出をする必要 があります。

ただし、営業所が2ヶ所以上あり2以上の都道府県にまたがる場合は、通商産 業局長又は通商産業大臣にその旨届出をする必要があります。

届出をした者は、この法律に基づき登録電気工事業とみなして、また、通知を した者は電気工事業者とみなしてこの法律が適用されます。

- (2) 届出事項の変更

建設業の許可を更新した時は、速やかに新しい許可番号及び許可年月日を届け 出てください。

#### 5 電気工事業者の義務

電気工事業を営む者は、次のような義務が課せられます。

- (1) 主任電気工事士の設置とその職務

一般用電気工事の業務を行う営業所ごとに一般用電気工事の作業を管理させる ため主任電気工事士を置かなければなりません。又、主任電気工事士は、一般用 電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業管理の職 務を誠実に行わなければならないとともに、その作業に従事する者は、主任電気 工事士の指示に従わなければなりません。

なお、主任電気工事士が欠けた場合は、2週間以内に選任しなければなりません。

- (2) 測定器具の備付け

電気工事業を営む者は、営業所ごとに次の器具を備えなければなりません。

- ・ 一般用電気工事等のみを営む者

絶縁抵抗計、接地抵抗計、回路計（抵抗及び交流電圧を測定するこができるもの）

- ・ 自家用電気工事を営む者

絶縁抵抗計、接地抵抗計、回路計（抵抗及び交流電圧を測定するこができるもの）、低圧検電器、高圧検電器、繼電器試験装置、絶縁耐力試験装置

ただし、繼電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、必要なときに使 用し得る措置が講じられていれば営業所に備えなくてもよい。

(3) 標識の掲示

営業所及び2日以上にわたり電気工事を行う施工場所ごとに、電気工事業者であることの標識を掲げなければなりません。

- ・ みなし登録電気工事業者の標識

登 録 電 気 工 事 業 者 届 出 済 票	
届 出 先	
届 出 年 月 日	
氏 名 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
営 業 所 の 名 称	
電 气 工 事 の 種 類	
主任電気工事士等の氏名	
40cm以上	

(備考) 営業所の名称及び主任電気工事士等の氏名は、これを掲示する営業所に係るものに限る。

(4) 帳簿の備付け

営業所ごとに次の事項を記載した帳簿を備え、5年間保存しなければならない。

- ① 注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 電気工事の種類及び施工場所
- ③ 施工年月日
- ④ 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- ⑤ 配線図
- ⑥ 檢査結果

(5) 電気用品の使用の制限

電気用品安全法に定める所定の表示が附されている電気用品でなければ電気工事に使用できません。

(6) その他

- ① 第一種電気工事士でない者を自家用電気工事の作業に従事させてはなりません。
- ② 第一種電気工事士又は第二種電気工事士でない者を一般用電気工事の作業に従事させてはなりません。
- ③ 特殊電気工事資格者でない者を特殊電気工事の作業に従事させてはなりません。
- ④ 認定電気工事従事者でない者を自家用電気工事の簡易な電気工事に従事させてはなりません。
- ⑤ 請け負った電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはなりません。

## 6 報告及び検査

経済産業省、産業保安監督部又は都道府県の職員は、電気工事業者の営業所及び電気工事の施工場所等に立ち入り、関係書類等の検査をし、関係事項について報告を求めることがあります。

## 様式18（第24条）

## 電気工事業開始届出書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事殿

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

2 電気工事業を開始した年月日

3 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
- 4 主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては\*印を付すること。
- 5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山県知事殿

住 所 \_\_\_\_\_

登録申請者 事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山県知事殿

登録申請者

住 所

氏 名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

## 誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山県知事殿

住 所 \_\_\_\_\_

登録申請者 氏名又は名称 \_\_\_\_\_

法人にあっては代表者の氏名 \_\_\_\_\_

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条  
第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類 及び交付番号

# 雇用証明書

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所 \_\_\_\_\_

登録申請者 氏名又は名称 \_\_\_\_\_

法人にあっては代表者の氏名 \_\_\_\_\_

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生年月日・年齢	年 月 日 生 滿 歳
雇用年月日	

# 主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

令和 年 月 日

証明者 住 所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

印

登録又は届出

年 月 日 登録 第

号

年月日及び番号

届出

和歌山県知事 殿

記

1 電 氣 工 事 士	電気工事士の氏名					
	生年月日・年齢	年 月 日 生 満 歳				
	現住所	〒				
	電気工事士免状の交付年月日	年 月 日				
	免状交付番号					
2 電気工事に従事した職歴						
所属名	期間	業務の内容				
	年 月 日 ～ 年 月 日					
3 証明者の事業内容						

## 記載注意

- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 主任電気工事士等が他の電気業者等に雇用されていた場合に記載すること。
- 所属名は、○○営業所△△担当というごとく具体的に記入すること。
- 業務の内容は、○○用電気工作物の電気工事の施工業務、検査業務等を具体的に記入すること。

なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

# 備付器具調書

氏名又は名称

品 名	製 造 年	製 品 番 号	台 数	製 造 業 者 名
絶縁抵抗計				
接地抵抗計				
回流路電圧をあつてで抵き抗る及器び具交				
低圧検電器 高圧検電器 継電器試験装置 絶縁耐力試験装置				
計			台	